明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○法人税法施行規則の一部を改正する省令（財務四一）　一
○租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同四二）　七
○地方法人税法施行規則及び法人税法施行規則の一部を改正する省令（同四三）　一〇

省　令

○財務省令第四十一号

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）を実施するため、法人税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年四月十四日

財務大臣　麻生　太郎

法人税法施行規則の一部を改正する省令

法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の十四中「別表十一㈡まで、別表十二㈠、別表十二㈡」を「別表十二㈡まで」に、「別表十二㈨、別表十二(二十二)」を「別表十二㈥、別表十二(二十一)、別表十二(二十四)」に改める。

第三十二条第二項及び第三十四条第二項中「別表六(二十五)」を「別表六(二十六)」に改める。

第三十七条の九第二項及び第三十七条の十一第二項中「別表六(二十四)から別表六の二(二十付表」を「別表六(二十五)から別表六の二(二十一付表」に改め、「別表八㈡から」の下に「別表九㈡まで、別表十㈡から」を加え、「別表十の二」を「別表十の二㈠」に改める。